

身体障害者手帳の手続きについて

○必要なもの

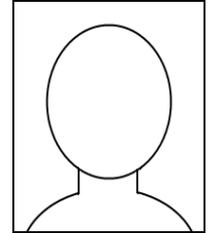
①身体障害者手帳の各種申請・届出書（交付（再交付）申請書、変更届書、返還届書、紛失等事由書）

②身体障害者診断書・意見書（新規申請・障がい追加・程度変更・再認定時期のみ）

※ 障害の部位によって診断書・意見書の様式が異なります。所定の様式で、身体障害者福祉法第15条の指定医師が記載したもの）

③写真（1枚、縦3.0cm×横2.5cm）

※ スナップ写真可。ポラロイド不可。デジタルカメラで撮影したものは、耐久性のあるインクで写真用台紙に印刷してください。



※ 正面上半身脱帽（申請者の申し出により、都道府県知事が、宗教上または、医療上の理由により顔の輪郭が分かる範囲で覆うことを認める場合を除く。）。

④マイナンバーの通知カード又はマイナンバーカード（個人番号カード）

⑤本人確認の書類（提示時において有効なもの）A又はBのいずれかのもの

※ 写真表示のあるもの1点：マイナンバーカード、運転免許証、旅券、療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳等

※ 写真表示のないもの2点：公的医療保険・介護保険の被保険者証、年金手帳、自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院）、直近の生活保護受給証明書等

⑥身体障害者手帳（再交付、記載事項変更、返還の手続きの場合）

⑦身体障害者手帳紛失等事由書（紛失した場合。交付（再交付）申請書も必要）

⑧委任状（代理人が申請する場合）

⑨代理人の本人確認の書類（提示時において有効なもの）A又はBのいずれかのもの

※ 写真表示のあるもの1点：⑤と同じもの

※ 写真表示のないもの2点：⑤と同じもの

※ 身体障害者手帳の交付には、申請されてから約2ヵ月かかりますが、診断書及び障がいの内容によってはそれ以上かかる場合もあります。

和歌山県から手帳が届いた後に、福祉課から申請者に受け取りの案内を送付します。

【提出・問い合わせ先】

〒648-8585 和歌山県橋本市東家一丁目1番1号

橋本市役所 健康福祉部 福祉課 障がい福祉係（橋本市保健福祉センター内）

TEL：0736-33-3708（直通） FAX：0736-32-2515

業務時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日および12月29日から1月3日を除く。）